



# 道路上に於ける自動車の運用に就に

島田孝一

最近に於ける吾國の自動車輛數の増加と、自動車運送の發達とは眞に目ざましきものがあるが、是等多數の自動車が運用せられる場合にその通路と使用せられる場所は、一般自動車道又は専用自動車道を利用するが如き場合を除外するならば、主として一般道路である。一般道路は原則的にはあらゆる交通機關が運用せられる時にその通路として開放せられて居るものであるから、自動車が運用せられる場合にこれを通路として使用するの是一向に差支ないことゝ一應は考へられるのである。今日の事實よりしても自動車の運用者又は所有者が交通政策上定められた規定に違反しない限りは、殆ど無條件に道路の使用が容認せられて居ると觀て、差支なく、若し多少の制限を設けるとす

るならば、それは自動車の所有者又は運用者に賦課せられる自動車税であらう、自動車を道路上に於て運用する場合にその主たる目的となるものは、これによつて交通勞務を提供し、旅客貨物の運送を行ひ且運賃を獲得せんとする所謂營業用自動車の運用と、自動車の所有者自身の爲に旅客貨物の運送を圖る所謂自家用自動車の運用との二つの場合がある。何れの場合であらうとも公共の財源によつて建設せられ且維持せられる道路の上に於て或は營利の目的を以て、或は自己の運送の目的を以て車輛を運用することが、今日容認せられる程度まで寛大であつて差支ないか否かは筆者の疑問とする處である。換言すれば私經濟的利益の増進の爲に公共の機關たる道路が殆ど無條件に利用せられてもよいかどうかは充分に研究せられなければならないと思ふ。利用することは勿論差支ないとしても如何なる程度までこれを是認してよいかを検討したのである。かゝる問題の解決が與へられて居ないとするならば、道路の建設又は維持に關して僅少の負擔をなすに過ぎないにも拘らず道路を破壊する程度の必ずしも少からざる營業用自動車を運用する人々に對して、彼等の交通企業を全く制肘を加へずには認することゝなるのみならず同時に交通政策は未だ不完全の域を脱することが出来ないと言ふことにならうと思ふ。

## 二

社會の發達が幼稚な時代にあつては人類が地上に於て利用し得た道路は極めて不完全のもので

あつて當時の道路に對して道路と言ふ言葉を用ふることが不適當であるとさへ思はれるのである。然しながら交通は社會に於て缺くべからざる人類の欲求より生ずる處であり交通を行はんが爲にはその補助機關として完全なる交通機關の存在を必要とするのは當然のことであるから、或は道路の幅員を擴大し、或は直線的道路を建設し、或は技術的知識を應じて所謂近代的道路の完成に向つて邁進し來つたのは何處に於ても同様のものがある。かゝる機會に於て地方公共團體を中心とした活動には重要なものがあつたと同時に、その初期の間には財源を求めるとして有料なる道路換言すれば通行料を徵收する道路の發生を見たのである。然るに通行料を徵收する道路は常に必ずしも經濟的成功を收めたものではなかつたので、幾何もなくしてこれにとつて代つたものは中央政府又は地方公共團體が必ずしも營利主義に據らずして道路の建設及維持を行ふと言ふ形式である。而してこれと同時に新しい交通機關として自動車が運用せられる時代を迎ひ入れたのであるから、これにより完全なる道路の建設とこれが維持とは極めて重要な經濟問題となり、今日に於て各國とも中央政府自らがこの大事業の計畫に參加し、各種の施設の遂行に當る必要を痛感するに至つたのである。更にこれに續いて發生した重要な問題は如何なる財源からこの事業の遂行に要する資金を獲得すべきかと言ふことである。吾國に於ても諸外國に於ても此の如き場合の必要なる費用は主として租税その他の公共の財源より得られる資金によつて支拂はれるのが普通の状態である。然しながら道路關係の諸費用の増加と營業用自動車の運用者が改善せられたる良好の

道路の上に於て車輛を運用する場合には大なる經濟的利益を獲得することが容易であると言ふ二つの理由よりしてかゝる資金の獲得方法を幾分變更しなければならぬ必要を生じたのである。世界の大勢としても世界大戰以後の時代に於ては道路關係の諸費用の大部分はこれを使用する程度の高い自動車の運用者をして負擔せしむべしと言ふ主張が漸次高調せられるに至つたのである。換言すれば自動車に對する或る種の租税の新設又は増徴をなさんとする主張が強くなつたのである。その當然の結果として生ずる問題は如何なる種類の租税を新設するかと言ふこと、如何なる程度の賦課を行ふべきかと言ふことである。若し道路關係の總ての費用を支辨する爲にその全額に等しき金額を租税として賦課徵收するものとすれば、少しく過重な負擔を自動車の所有者又は運用者に課することゝなる。何となれば今日自動車が道路を使用する程度は如何にも大であるのは事實であつても、逆に道路は全く自動車によつてのみ利用せられて居るわけではなく更に自動車以外の交通機關の利用する處であるからである。要するに道路關係の費用の全額を知りその大部分を自動車に對する租税によつて支辨すれば充分であつて、徒に過重な負擔をなさしめる必要は毫もないのである。この目的の爲には道路の延長、幅員、舗装の材料、車輛の運用又は自然現象に基く破壊の程度等を精密に調査してこれ等の費用が果して如何なる程度に發生するかを究めることが肝要である。

次に吾人の研究に價する問題は右の如くして決定せられた費用の負擔を如何なる手段によつて自動車の関係者に賦課すべきかと言ふことであるが筆者は租税の形式を採るのを以て最も適當であると考へるのである。同家一般の政費を支辨する目的を以て國家の財政權によつて一定の標準により且無債強制的に徴收せられる金錢が租税である。今日の國家は人類共存の爲には缺ぐべからざる機構であつて國家が各種の權利を保有するのは國家の存立及その目的を遂行する爲には缺くべからざる處である。これによつて國家はその存立の維持と目的の遂行とが行ひ得るものであるから人類生存の必要條件たる意味を全うする爲には必要なる費用をその領土内の居住者より取る權利を保持するものであつて此の如き場合に國家が有する權力を財政權と稱しこの權力の發動によつて租税は徴收せられるものである。若し道路の建設改善維持等が今日の社會に於ける人類生存の爲に缺くべからざるものであるとするならば國家が強制的に徴收し得る處の租税を自動車の運用に關して新設するか又は増徴しても猶目的の貫徹を期する必要が生ずるのであつて筆者が他の形式を排除してまでも道路財政の財源として租税を求めざる所以はこゝに存するのである。而してこの意味に於ける租税を徴收することが是であるとするならばその形式として次の如き三種類を考へることが出来るのである。

第一は自動車の登録に對する課税である。この種の租税が最初設けられた當時に於ては、今日の如く道路關係の諸費用の資源をこれに求めたものではなく、却つて自動車運送の取締に關する必要なる費用の財源たらしめることにあつて、從て主として地方公共團體の警察關係の費用に充當するに過ぎないものであつた。然しながら自動車運送の發達と共に道路の改善及維持は益々その必要の程度を高め、遂にこの種の租税を引上げて相當の財源をこれに求め、これを用ひて道路關係の諸費用の支拂に充當せんとするに至つたのである。故に創設の當時に於て自動車の登録手数料の性質を多分に有したりしたものは時代の經過と共に眞に租税の素質を帯びるに至り、今日に於ては各國共にこの種の課税を行ふのが極めて普通となつたのである。

第二はガソリン税である。前述の登録手数料に出發し登録税に變化したものは毎年一定額の賦課を行ふのが普通であるから、これのみによる時は自動車は道路を使用する程度又は破壊する程度と賦課の金額とは常に必ずしも正比例するものではないかも知れない。從て自動車の運用の程度と最も密接な關係のあるガソリンに對して課税することは前述の缺點を補ふ爲に相當の效果があると考へられるのである。今日もしこの種の租税の賦課に反對がありとすれば、それはガソリン税の本質を否とするものには非ずして、僅にその税率の無條件に昂進するのを阻止せんとするに過ぎないと思ふ。今日一般の社會は既に道路と自動車の運用との間に於ける關係を觀る態度は十年又は二十年の昔とは自ら異り、かゝる租税に財源を求めることによつて道路狀態の改善に當るのが肝要

であるのを認めるに至つたと信ぜられるのである。たゞ若しこれに反對するものがありとすれば前述の如く徒に高き税率を決定するの一事に關するのみである。

第三は自動車に對する特別課税である。ガソリン税は車輛の運用者ガソリンを購入する場合に既に租税の一部を負擔するものであり、且ガソリンはその殆ど大半は自動車の走行の燃料となるのであるから、これによつて道路の使用と密接な關係が生ずるであらうことは疑を容れないが、この點に就て今一步を進める必要があるならば一種の特別税を設けて眞に自動車の活動と租税の額との間に均衡を保たしめる必要を生ずるのである。これが爲には自動車の走行距離を標準として課税するとか、又は營業用自動車の場合ならばその運賃収入とか人喫噸哩とかを基準として特別税を設けて賦課徴收することも亦己むを得ない處である。

右の如き三種の自動車關係の租税の賦課は今日及將來の時代に於ける道路狀態の改善と自動車運送の發達の爲めには缺くべからざる施設である。これは少くとも吾國に於ては今日行はれる以上に租税の種類が増加と、税額の昂騰とを意味するから、自動車の所有者又は運用者は必ず反對するであらうと豫期せられるのである。然しながら社會をよりよきものたらしめる爲に吾人の經濟的負擔を多少増加せしめるのは己むを得ないものとするならば、これまた眞に避くべからざる負擔であると思ふ。これと同時に不必要の程度まで擴大せられたる租税の種類とその金額とを排斥すべきは勿論である。(一九三四・四・一一)